

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



皆さんは不法投棄を見つけたら、どこに通報していますか？

「見て見ぬふりをしている」なんて人は会員さんにはいないと思いますが、まずは前回の宿題の確認。

宿題Q、次のうち、土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、もしくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を通報するように努めなければならないとされている相手は誰か。

- (1) その廃棄物が産業廃棄物である場合は都道府県知事
- (2) 産業廃棄物と一般廃棄物が混在している場合は環境大臣
- (3) その廃棄物が一般廃棄物である場合は市町村長
- (4) 都道府県知事と市町村長ともに通報しなければならない
- (5) 都道府県知事又は市町村長どちらでもよい

【解説】

法第5条第2項に平成22年改正により規定された事項である。この改正以前も、法第5条第1項には土地占有者等に対して清潔保持義務が規定されていたが、第2項はさらに一步進め、占有者等には不適正処理が自らの管理地で行われていることを覚知した場合は、積極的に行政機関に通報する義務を定めたものである。この規定に罰則はないが、本来的に不適正処理が行われた場合の一番の被害者は土地の占有者等になるはずのものであることから、今までも通常、行われてきた行為である。不法投棄は法第16条、不法焼却は法第16条の2で禁止されている行為である。これらの行為は直罰も規定されている行為であることから、警察への通報もなされても当然のことである。なお、通報の相手方は「都道府県知事又は市町村長」とされており、どちらでもよい。

正解 (5)

まあ、いつも「不法投棄は犯罪です」と言われていますから、「犯罪なら、警察だろう」。当然です。もちろん警察も動いてくれますが、行政の窓口となればどこか？という条文であり、それをネタとした問題とっていただければいいかと思います。

廃棄物処理法関連の資格試験などもあるようですが、もし、そういった選択肢の問題の時はちょっとした「こつ」があると思います。当たり前の話ですが、選択肢問題は「どれか一つ」を選ばなくてはなりません。そして「2つ以上選んではだめです」。

次に、社会常識から言って「不可能」なことは法律で決めているわけがありません。(廃棄物処理法の場合、不可能じゃないかと思うような条文もありますが・・・(´_`))

～廃棄物処理問題～

そこで、この問題を見ると「不法投棄」ですよ。しかも「通報」という時点。この時点で不法投棄した人物を通報した人はわかっていると思いますか？「投棄を目撃した」なんていうケースは少ないでしょう。そうすると投棄された「物」が一般廃棄物か産業廃棄物かなんてわからないですよ。それに環境大臣に通報って言われても連絡先はすぐにはわからない。結局の所、身近な市役所か県庁かってなりません。加えて、わざわざ市役所に通報してくれた人に「県庁にも通報して下さい」ってたらいいよみたいな事を法律で規定しているとも考えにくい。よって、「県でも市町村でもどっちでもいいよ」という(5)が「妥当」かなあと。
では、不法投棄からもう一問。

Q、次のうち、廃棄物処理法第16条の投棄禁止について、誤っているものはどれか。

- (1) 排出事業者が自社敷地内に産業廃棄物を大量に埋めたときは、投棄禁止違反になる場合がある
- (2) 排出事業者が自社敷地内で産業廃棄物の野焼きを実行し、その残さを大量に堆積しているときは、投棄禁止違反になる場合がある
- (3) 排出事業者が本社から発生した産業廃棄物を支店の下水道に投入し、閉塞することなく流れた場合は、投棄禁止違反にはならない
- (4) 排出事業者の土地に隣接する市町村の最終処分場に当該排出事業者が産業廃棄物を投棄したときは、投棄禁止違反になる場合がある
- (5) 排出事業者が隣接する法人のコンテナに産業廃棄物を投棄したときは、投棄禁止違反になる場合がある

【解説】

法第16条の投棄禁止に規定する「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」の「みだり」とは、「正当な理由なく」、又は「本来予定されていない方法によって」と同義であり、社会通念上正当な理由の存在が認められない場合を指している。また、「捨てる」は社会通念上許容される範囲を超えるような処理基準を違反している状態を指すが、本来予定されていない方法によって捨てられた場合、そのような潜脱行為は、法の目的である生活環境の保全を達成できないものである。このことから、(3)は処理基準を違反する程度が著しく逸脱する可能性があり、かつ、本来の方法での処分ではなく、法益を侵している。したがって、(3)の方法であっても投棄禁止違反を問われることがある(昭和54年11月26日環整第128号・環産第42号厚生省通知などを参考にされたい)。

正解(3)

どうですか？不法投棄は「いけないこと」とは言っても、告発して牢屋に入れる、となるとやはりグレーゾーンは慎重に判断しなければならなりません。昨今は司法も環境犯罪については厳しく捉えているようです。

今回の宿題は不法投棄と並んで通報の多い「野焼き」です。

宿題Q

廃棄物処理法第16条の2では「何人も廃棄物を焼却してはならない」と規定しているが、いくつかの方法による場合だけ、この例外とされている。次に掲げる方法のうち「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」となっていないもの(すなわち、焼却禁止となっているもの)はどれか

- (1) 震災の復旧のための焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (2) 他の法令やこれに基づく処分による廃棄物の焼却
- (3) 廃棄物処理業者が処理委託を受けた産業廃棄物であるが、焼却施設が故障したため、野外で行う、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (4) 宗教上の行事を行うための、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (5) たき火等、周辺地域の生活環境に与える影響が少ないもの

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。